

平成 28 年 3 月 2 日
山 形 労 働 局

山形労働局労働基準部健康安全課における文書の紛失について

山形労働局（局長 森田啓司）は、労働基準部健康安全課（以下「健康安全課」という。）における個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

健康安全課において、新庄労働基準監督署（以下「新庄署」という。）から送付された文書の一部を紛失した。

紛失した文書には、2事業場（A社及びB社）の労働者の氏名等の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

（1）平成 28 年 2 月 17 日（水）、健康安全課の職員 X が、各労働基準監督署から送付された文書の点検・確認作業を行ったところ、新庄署に係る一部の文書が確認できなかったため、新庄署へ照会した。翌日、新庄署から、当該文書は他文書とともに過日郵便で発送した旨の回答があったことから、健康安全課内に存在している可能性を踏まえ検索を行ったが確認できなかった。

（2）同月 22 日（木）に再度、労働局及び新庄署において当該文書の検索を行ったが、確認することができなかったことから、紛失したと判断した。

なお、新庄署が当該文書を含む文書を郵便で発送した際の封筒については、労働局で受領した記録があることから、労働局で封筒を受領後、内容物の当該文書を回付する際に紛失したか、新庄署からの発送の際封筒に当該文書を封入し忘れそのまま紛失していたかのいずれかであると考えられる。

(3) 同月 25 日 (木)、健康安全課長及び新庄署担当課長が A 事業場及び B 事業場を訪問し、経過の説明及び謝罪を行い、両事業場から理解を得た。

3 発生原因

- (1) 新庄署からの発送時、封筒への封入文書の確認が不十分であったこと。
- (2) 労働局において、文書受付から点検・確認までの管理が、適切になされていなかったこと。

4 再発防止策

- (1) 健康安全課においては、平成 28 年 2 月 25 日 (木)、26 日 (金) に、課長が課内の非常勤職員を含む全職員及び管下の各労働基準監督署長に対して、本事案の経過を説明し、特に以下を重点として、文書の收受、一時保管等における適切な取扱いの徹底及び個人情報の適切な管理・取扱いの徹底を指示した。

ア 個人情報を含む文書の送付に当たっては、発送、受領側の双方で確認する等により管理を徹底すること。

イ 個人情報を含む文書のみならず、收受した文書の取扱いについては、一時的な保管に際しても、専用ボックスの使用など適切な文書管理を徹底すること。

- (2) 山形労働局においては、同年 3 月上旬に開催する労働基準監督署長及び公共職業安定所長合同会議及び課長会議等で、局長及び労働基準部長から今回の事案について情報共有し、文書の紛失の疑いが発覚した場合は、速やかに企画室に報告すること等の注意喚起及び個人情報管理の徹底を指示することとしている。

(担当)

山形労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 今井侯

電話 023-624-8223